

長野県困難な問題を抱える女性への  
支援に関する基本計画

令和6年（2024年）3月  
長野県

## 長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画 目次

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	2
1. 基本的な考え方	2
(1) 策定の趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	3
2. 現状及び課題	3
(1) 法施行前の長野県における女性支援の状況	3
(2) 支援のための施策推進にあたっての課題	7
3. 基本目標	8
第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項	11
基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築	11
基本目標2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充	13
基本目標3 自立支援のさらなる充実	15
基本目標4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし	18
第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項	21
1. 基本計画の進捗管理	21
第4章 資料編	22
○策定経過	22
「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定懇談会 開催要綱	23
○長野県の状況	25
○長野県内の女性相談窓口一覧	31
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）	33

## 第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 策定の趣旨

従来、女性の福祉的な支援は、売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（要保護女子）」の「保護更生」を目的とした施策を中心に進められてきましたが、女性の人権の擁護や福祉の増進、自立支援等の視点が不十分なものでした。

女性の抱える問題が多様化、複合化、複雑化している中、支援のための施策に関する根拠法を売春防止法から転換し、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性の人権が尊重され、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下、「法」という。）が成立しました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号。以下、「基本方針」という。）が公示されました。

この計画は、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

#### 「困難な問題を抱える女性」とは

法第2条では、「困難な問題を抱える女性」を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と定義しています。

具体的には、家庭問題、配偶者等からの暴力（以下「DV<sup>1</sup>」という。）被害、性的被害等、生活上の様々な困難を抱える女性を支援の対象としています。

#### (2) 計画の位置づけ

法第8条第1項に基づく、長野県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画です。この計画の趣旨を踏まえ、市町村及び関係機関等においても、県とともに積極的な取組を行っていただくためのものです。

本計画と関連の深いものとして、「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」のほか、誰一人取り残されない持続可能な社会の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れた本県の「しあわせ信州創造プラン 3.0」や「第5次長野県男女共同参画計画」との整合を図ります。

<sup>1</sup> DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のことです。内閣府は、人によって異なった意味に受け取られるおそれがあるため、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使用していませんが、本計画においては、上記の意味を表す言葉として使用することとします。

(3) 計画の期間

令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和10年度（2028年度）を目標年度とする5年間を対象とします。

**\* 本計画における機関等の名称について**  
 主要機関等の名称について、法施行前の実績等に関する部分は法施行前の長野県事業による名称、施策の取組事項については法施行後の名称に基づき記載します。

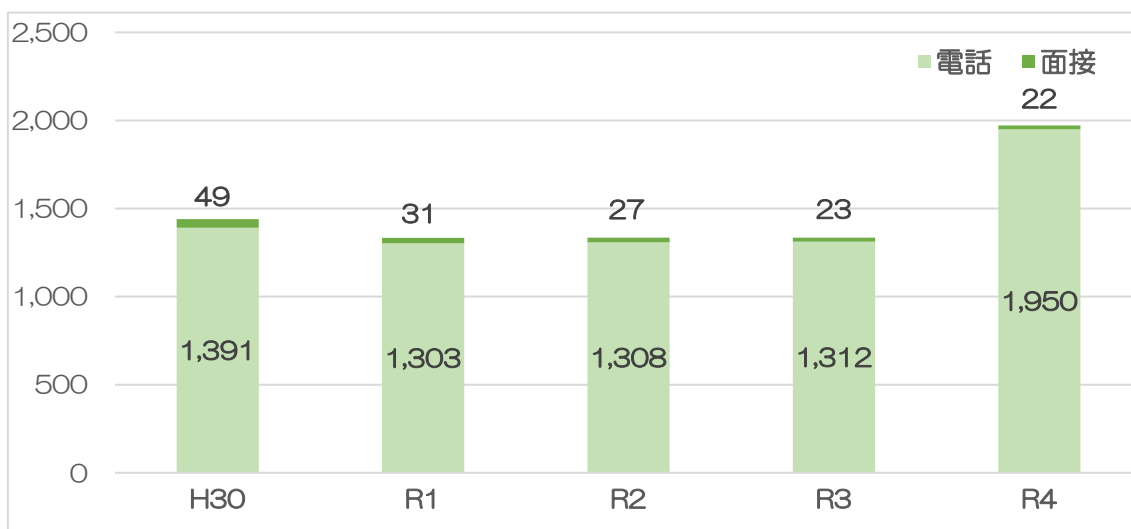
長野県女性保護事業実施要領 ※法施行前 (昭和38年4月1日付け38婦第149号)	困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律 <sup>2</sup> (令和4年法律第52号)
女性相談センター	女性相談支援センター(第9条) <sup>3</sup>
女性相談員	女性相談支援員(第11条)
女性保護施設	女性自立支援施設(第12条)

2. 現状及び課題

(1) 法施行前の長野県における女性支援の状況

長野県における女性相談は、女性相談センター、県内10か所の県保健福祉事務所及び19市に配置された女性相談員が電話又は面接により受け付けています。平成30年度から令和4年度までの5年間における毎年度で、女性相談センターには約1,300～1,900件、県保健福祉事務所及び市の女性相談員には約5,200～6,500件の相談が寄せられました。

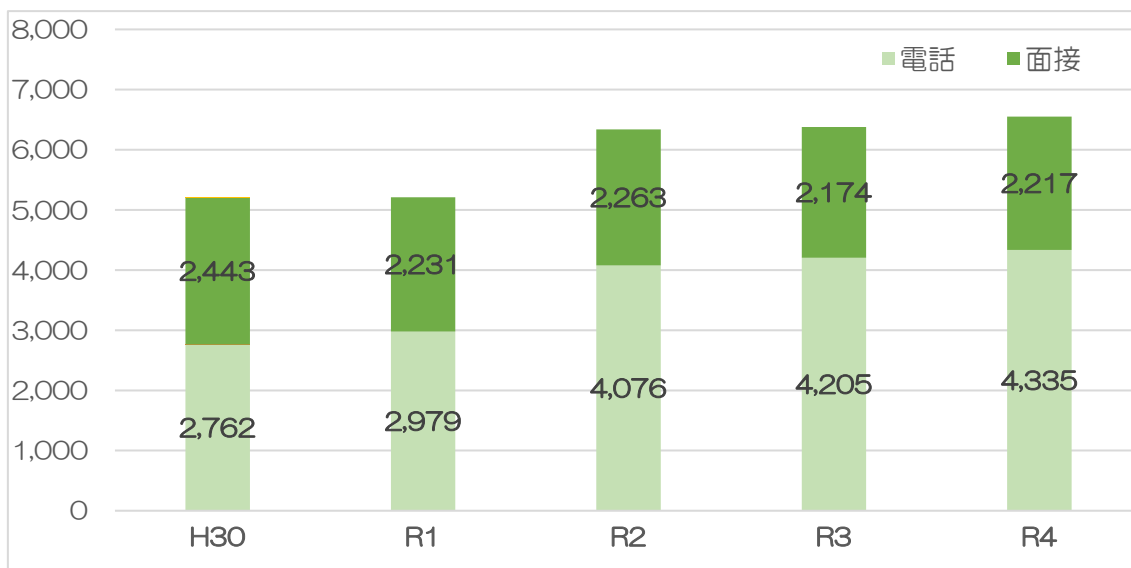
(表1) 女性相談センターの相談件数(平成30年度～令和4年度)



<sup>2</sup> 長野県における「女性自立支援施設」に関する条例は、「女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例」(令和6年長野県条例第6号)、県立ときわぎ寮(25ページ参照)に関する条例は「県立ときわぎ寮条例」(令和6年長野県条例第8号)です。

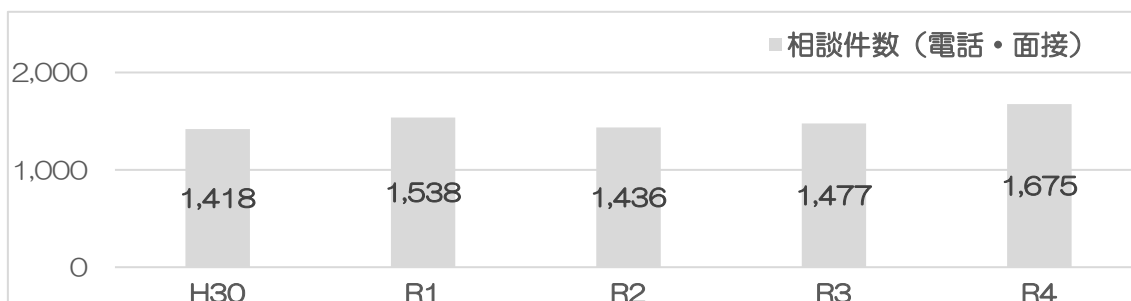
<sup>3</sup> 長野県における「女性相談支援センター」に関する条例は、「長野県女性相談支援センター条例」(令和6年長野県条例第7号)です。

(表2) 女性相談員（県及び市）の相談件数（平成30年度～令和4年度）



このほか、男女共同参画センターが、同時期に毎年度約 1,400 件～1,600 件の相談を受け付けています。

(表3) 男女共同参画センターの相談件数（平成30年度～令和4年度）



相談内容は、DVに関するものが2割を占めるほか、離婚等の配偶者との関係に関する事、子どもや家族、親族に関する事、精神又は心身の健康に関する事、その他収入、就業をはじめとする生活上の課題など多岐にわたります。

(表4-1) 女性相談センターにおける相談の主訴別件数・割合(令和4年度)

主 訴	相談件数(電話)
職場・地域等の人間関係等	569件 (29.2%)
夫等	519件 (26.6%)
うちDV	206件 (10.6%)
精神的問題	471件 (24.2%)
子ども・親族	182件 (9.3%)
医療関係	141件 (7.2%)
その他 <sup>4</sup>	68件 (3.5%)
合計	1,950件 (100.0%)

(表4-2) 女性相談員(県及び市)における相談の主訴別件数・割合(令和4年度)

主 訴	電話相談	面接相談
職場・地域等の人間関係等	187件 (4.3%)	51件 (2.3%)
夫等	2,324件 (53.6%)	1,337件 (60.3%)
うちDV	980件 (22.6%)	454件 (20.5%)
精神的問題	178件 (4.1%)	35件 (1.6%)
子ども・親族	565件 (13.0%)	293件 (13.2%)
医療関係	211件 (4.9%)	44件 (2.0%)
その他	870件 (20.1%)	457件 (20.6%)
合計	4,335件 (100.0%)	2,217件 (100.0%)

年齢層別では、30歳代又は40歳代の女性から寄せられる相談の割合が高く、全体の半数近くを占めます。電話、面接いずれの方法でも、20歳代以下の若年女性からの相談が少なく、特に18歳又は19歳からは全体の1%前後と、成人直後にあたる年齢の女性からの相談が少ない傾向が見られます。

(表5) 女性相談センター及び女性相談員への年齢層別相談件数(令和4年度)

	18歳未満	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳
計	19件 (0.2%)	81件 (1.0%)	1,289件 (15.1%)	2,111件 (24.8%)	1,913件 (22.4%)
	50~59歳	60歳以上	不明	合計	
計	1,178件 (13.8%)	979件 (11.5%)	954件 (11.2%)	8,524件 (100.0%)	

各種相談の中で、一時保護を必要とするものは、女性相談センターへ引き継がれます。

<sup>4</sup> 「その他」の相談としては、経済関係(収入、就職、手続について)等に関するものが寄せられています。表4-2においても同様となっています。

平成 30 年度以降の直近 5 か年度では、毎年度 10 件程度の一時保護があり、令和 4 年度は 15 件でした。入所理由は DV が 12 件、親からの暴力が 1 件、その他の親族からの暴力が 1 件と、近親者による暴力が 9 割以上を占めます。

令和 4 年度には、16 人の同伴家族が避難する女性とともに一時保護施設を利用し、このうち 10 名が幼児であったほか、乳児、学童期児童の同伴事例もあります。

(表 6) 女性相談センターにおける一時保護件数の推移 (平成 30 年度～令和 4 年度)

年 度	H25	H30	R1	R2	R3	R4
要保護女子	53	15	13	12	16	15
同伴児童	50	20	25	12	18	16

※委託による実績を含む。

一時保護は、直近 10 年間では平成 25 年度の 53 件をピークに、それ以降減少が続いています。背景には、例えば DV を理由とした入所希望者の中には、配偶者等からの追跡を回避するため、本人同意に基づいて携帯電話の利用を制限する等の事情から、入所を躊躇又は断念する女性も存在していると推察されます。

一時保護を終了した女性は、社会福祉施設等への入所や、帰宅、帰郷等地域社会へ戻っていく例がみられるほか、さらに長期の保護が必要となる場合には、女性保護施設への入所につなげる事例があります。令和 4 年度は利用者 4 件のうち、3 件が DV を理由に入所しています。

(表 7) 女性保護施設の入所者数推移 (平成 30 年度～令和 4 年度)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
要保護女子	1	1	1	1	4
同伴児童	2	1	1	0	1

一時保護等については、県内の社会福祉施設等への委託以外は長野県が運営しており、民間団体等による女性向けのシェルターが県内になく、NPO 法人等との協働も行われていない状況です。

## (2) 支援のための施策推進にあたっての課題

法施行前の長野県における女性支援は、生活上の多岐にわたる課題に関する相談が女性相談員に対して多数寄せられる一方で、保護及び支援を利用する者の多くは DV を理由とする女性です。

しかし、新たな法の趣旨や、県外の大都市圏を含めた地域において近年顕在化している事例や、児童養護などの関連する福祉分野の状況等を参照すると、問題の多様化、複合化、複雑化によって、支援対象として認識する必要がある「困難な問題を抱える女性」として、以下のような女性が存在していると考えられます。

- 若年層を中心に、性被害、売春等様々な問題に巻き込まれてしまう女性
- 児童養護の過程や教育機関等で、抱えている問題が把握されながら、継続的、重層的な支援を受けることができていない女性
- 複数の生活上の問題が絡み合い、関係機関の連携による支援を必要とする女性

また、こうした女性に共通する状況として、次のような傾向にあることが考えられます。

- 県その他の相談・支援窓口、支援内容等を知らない
- 相談先を知っていても、自責の念等によって利用を躊躇してしまう
- 従来からの電話、面接による相談に心理的な抵抗を感じる
- 自身の置かれた状況や課題について認識できていない

これらの女性に対し相談窓口を周知し、相談を受け付けるにあたっては、まず支援者との信頼関係づくりを行うことが必要となります。

長野県における女性支援の実績及び上記の状況を踏まえ、法施行後の支援施策を推進していく上で、次の課題が考えられます。

### ①相談窓口、支援等を利用しない又は躊躇する女性への相談充実

### ②支援業務の特性による一時保護施設及び女性保護施設の制約

### ③困難な問題を抱える女性の自立に向けた調整機能の強化

### ④女性支援を行う民間団体等が少数

社会で生活するすべての女性が、誰でも困難な問題を抱える状況に直面するおそれがあることを認識し、支援の窓口へつながりにくい女性の相談を広く受け止め、民間団体等との連携など新たな取組を含めた施策を展開していくことで、多様化、複合化、複雑化した困難な問題を抱える女性への支援を進めていきます。



### 3. 基本目標

#### (1) 計画の理念

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るとともに、女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### (2) 基本目標

支援施策の推進のため、4つの基本目標を定め、取組を進めていきます。

#### **基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築**

県の相談窓口を知らない女性に対し、窓口の連絡先、相談方法等に関する情報を発信し、広報、周知していく方法を見直します。また、相談を躊躇し、支援を利用しない女性が安心して相談できるよう、相談方法の多元化や、女性相談支援員の対応力向上を進めます。

これらの取組により、支援を必要とする女性一人ひとりとの信頼関係を構築し、それぞれの立場に寄り添った支援につなげていきます。

#### **基本目標2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充**

これまで、DV被害者が中心的な利用者となっていた一時保護について、より多様な問題を抱える女性が必要とする支援を行うことができるよう、委託先の確保や緊急避難支援事業の積極的な運用を進めます。一時保護施設における支援の内容についても、関係機関との連携を強化することにより、拡充を図ります。

#### **基本目標3 自立支援のさらなる充実**

自立に向けた女性への支援をよりの確に行うため、同伴児童への教育支援など、既存の取組を含めた支援のさらなる充実を図ります。また、各種手続等に関する支援強化、地域社会で自立していく女性へのアフターケアを含めた伴走型の支援を強化します。

就労や住まい、家計等様々な問題に関する相談、支援を必要とする女性に対して、関係機関との連携による切れ目のない支援の充実を図るとともに、市町村等との連携強化による重層的な支援を進めていきます。

#### **基本目標4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし**

長野県における女性支援の取組をさらに重層的かつ柔軟なものとするため、県組織における支援体制を強化するとともに、新たな関係機関も含めた連携を深めていきます。また、NPO法人等の民間団体等についても、長野県内及び県外の団体の掘り起こしと、協働のための関係構築を新たに進めていきます。

(3) 施策体系

本計画における施策体系を以下のとおりとし、進捗状況や成果についての評価及び進捗管理が特に必要と考えられる取組について、成果指標を設定します。

基本目標	支援施策	取組
相談の質向上による信頼関係の構築 1 広報・周知の強化及び	(1) アウトリーチ、居場所の提供等による早期把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性への支援に関する広報・啓発の推進</li> <li>○教育現場等における指導の充実</li> </ul>
	(2) 相談支援の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○窓口における相談方法の多元化</li> <li>○女性相談支援員等の研修の充実 【成果指標】女性相談支援員及び相談支援担当職員に対する研修の受講率</li> <li>○外国人への支援情報の提供及び相談対応</li> <li>○障がい者、高齢者等への対応の連携強化</li> <li>○若年者への対応の連携強化</li> <li>○性暴力被害者への支援</li> <li>○苦情解決体制の確立</li> </ul>
様化及び支援の拡充 2 一時保護機能の多	(1) 多様な問題を抱える女性に対する一時保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一時保護委託施設の確保</li> <li>○苦情解決体制の確立</li> </ul>
	(2) 心身の健康の回復及び生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県の一時保護施設における支援の充実 【成果指標】一時保護による支援の満足度（退所時）</li> </ul>
自立支援のさらなる充実 3	(1) 同伴児童等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの心のケアの充実</li> <li>○市町村との連携による区域外入所・就学等の支援</li> </ul>
	(2) 自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全及び心身の安定に対する支援の充実</li> <li>○県域・圏域のネットワーク強化 【成果指標】県支援調整会議（圏域会議）への参加市町村数</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種手続等に関する支援の充実</li> <li>○住宅確保等の充実</li> <li>○長期的な入所が可能な施設を利用した支援の充実</li> <li>○経済的支援の充実</li> <li>○就業支援の充実</li> </ul>
	(3) アフターケアに関する支援の強化	○市町村等との連携強化による地域社会におけるアフターケア
<b>4</b> <b>支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし</b>	(1) 支援のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援者のバーンアウト（燃え尽き症候群）防止、組織的対応の推進</li> <li>○女性相談支援員等の研修の充実（再掲）</li> </ul>
	(2) 関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携強化</li> <li>○県域・圏域のネットワーク強化（再掲）</li> <li>○関連する地域ネットワークとの連携</li> <li>○その他の関係機関等との連携</li> <li>○市町村における基本計画の策定支援</li> <li>○市町村の相談体制強化への支援</li> <li>○保育所・幼稚園・学校等との連携による安全確保</li> <li>○情報管理の徹底及び運用の整理</li> </ul>
	(3) 民間団体等の掘り起こし	○民間団体等との県域を越えた広域的な連携 【成果指標】協働する民間団体等の数

## 第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

### 基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築

(1) アウトリーチ<sup>5</sup>、居場所の提供等による早期把握

項目	内容	関係部署
○女性への支援に関する広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の高校、短大、専門学校、大学等に対し、相談窓口に関するチラシを配布し、学生相談室等を通じた周知を行います。</li> <li>・高校におけるスクールカウンセラー<sup>6</sup>、スクールソーシャルワーカー<sup>7</sup>から、継続的な支援を希望する卒業前の生徒に対し、女性相談支援センター及び保健福祉事務所の相談窓口を案内します。</li> <li>・県内のプロスポーツチームと連携し、試合の機会を活用したチラシ配布等の情報発信を行います。</li> <li>・若年女性がアクセスしやすい、インターネット、SNS<sup>8</sup>、二次元コード等を使用した情報発信を行います。</li> <li>・一般県民向けの講演会や、市町村、地域、企業等への「出前講座<sup>9</sup>」を開催します。</li> <li>・高校生、大学生等を対象に、デートDV<sup>10</sup>に関する講座を実施します。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 人権・男女共同参画課 男女共同参画センター 教育委員会
○教育現場等における指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こどもカフェ」等、県の居場所づくりの取組を活用し、女性に対する予防啓発の情報発信を進めます。</li> <li>・教職員に対してデートDVについての研修を実施し、理解の促進を図ります。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 人権・男女共同参画課 男女共同参画センター 次世代サポート課 教育委員会

<sup>5</sup> アウトリーチ：援助が必要であるにもかかわらず相談、申請等をしない人に対して、支援者から出向いて手を差し伸べる積極的な取組のことです。

<sup>6</sup> スクールカウンセラー：公認心理師、臨床心理士などを公立小・中・高等学校等に配置又は派遣し、子どもの心の相談に応じるほか、保護者に対しても助言等を行います。

<sup>7</sup> スクールソーシャルワーカー：社会福祉士などを県内各教育事務所に配置し、関係機関との調整・連携を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図ります。

<sup>8</sup> SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスです。

<sup>9</sup> 出前講座：「長野県政出前講座」として、県職員が県民の依頼に応じ県の施策の説明や意見交換をする場です。

<sup>10</sup> デートDV：婚姻関係にない交際相手からの暴力行為のことで、身体的な暴力の他、大声で怒鳴ることや、ほかの人とのメールをチェックすることなどの精神的な暴力なども含まれます。本計画では、特に若年層の男女間における暴力を指しています。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校等における人権教育の一環として、学校現場に DV の指導の必要性を示します。さらに、指導資料等を作成したり、指導資料が示されているホームページを知らせたりするなど、学校現場への啓発と指導資料の充実を図ります。</li> <li>• 子どもの性被害予防を目的とした研修会等を行う地域団体等に対し必要な支援を行い、啓発活動の充実を図ります。</li> </ul>	
--	--	--

(2) 相談支援の質の向上

項目	内容	関係部署
○窓口における相談方法の多元化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 女性相談支援センター及び保健福祉事務所における、電子メール、問い合わせフォーム、SNS 等複数媒体による女性相談の方法の多元化を進めます。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所
○女性相談支援員等の研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 女性相談支援員への研修の体系化を図るとともに、傾聴スキル習得、関連制度、機関等に対する理解を深めるための研修を強化します。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 男女共同参画センター
○外国人への支援情報の提供及び相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日本語によるコミュニケーションが困難な外国人からの相談に適切に応じられるよう、各相談窓口と長野県多文化共生相談センターの連携を進めます。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 保健福祉事務所 多文化共生・パスポート室
○障がい者、高齢者等への対応の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 合理的な配慮を必要とする障がい者や、特別な配慮を必要とする高齢者については、障がい者支援分野又は高齢者支援分野の関係機関との連携を一層強化し、他機関との連携や、他の施策の活用も含めて支援を検討します。</li> <li>• 性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、人権侵害、差別により直面する困難に配慮し、関係機関と連携した支援を行います。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 人権・男女共同参画課 人権啓発センター

○若年者への対応の連携強化	・成人年齢前後の若年女性からの相談に対し、児童相談所等の関係機関との連携により切れ目のない支援を行います。	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 児童相談所 教育委員会
○性暴力被害者への支援	・長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」における職員の資質向上や関係機関との連携の充実等により、支援体制の強化を図ります。	女性相談支援センター 保健福祉事務所 人権・男女共同参画課 男女共同参画センター 性暴力被害者支援センター 警察
○苦情解決体制の確立	・「長野県男女共同参画社会づくり条例」に基づく苦情処理制度の規定により、寄せられた意見や苦情に速やかに対応するよう努めます。	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 人権・男女共同参画課 男女共同参画センター

成果指標	現状 (R4)	目標値 (R10)
女性相談支援員及び相談支援担当職員に対する研修の受講率	保護命令に係る研修： 84%	いずれも 100%

## 基本目標2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充

### (1) 多様な問題を抱える女性に対する一時保護

項目	内容	関係部署
○一時保護委託施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の緊急避難支援事業<sup>11</sup>の対象を DV 被害者以外の女性に拡大するとともに、一時保護についても、施設の役割分担によって幅広い女性を受け入れる体制づくりを検討します。</li> <li>・一時保護施設において、利用者の状況等に応じた柔軟な対応を検討します。</li> <li>・「にんしん SOS ながの<sup>12</sup>」の支援を拡充し、予期せぬ妊娠及び関連する生活上の</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所

<sup>11</sup> 緊急避難支援事業：休日、夜間の緊急避難が必要な女性を、一世帯当たり連続する5日を限度として一時的に安全な場所に避難させるための長野県の事業です。令和4年度は9世帯18人の避難を支援しました。

<sup>12</sup> にんしん SOS ながの：長野県が児童福祉法に基づく「妊産婦等生活援助事業」を委託し、予期せぬ妊娠を迎えた女性や、産前産後の女性の相談支援を行います。

	<p>困難を抱えた女性への産前産後、自立に向けての支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者など多様化する問題の実情や、広域的なバランスを考慮した一時保護委託施設の確保を検討します。</li> <li>・一時保護委託施設における職員の資質向上のための専門研修を実施します。</li> </ul>	
○苦情解決体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の一時保護施設とともに、一時保護委託施設における適切な苦情解決体制の強化を図ります。</li> </ul>	女性相談支援センター 保健福祉事務所

(2) 心身の健康の回復及び生活支援

項目	内容	関係部署
○県の一時保護施設における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同伴児童に対する支援強化のため、学習支援員や保育士の確保に努めます。</li> <li>・一時保護所入所者及び同伴児童に対して精神的なケアを行うためのカウンセラーを確保します。</li> <li>・一時保護中の入所者が子どものケアを適切に行えるよう、相談体制の充実を図ります。また、必要な時に子どもが適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を強化します。</li> <li>・定期的な一時保護委託施設への訪問により、同伴児童への継続的なケアの必要性について関係者と協議します。</li> <li>・外国人、高齢者、障がい者など特別な配慮を必要とする入所者を支援するため、通訳者の確保や職員体制の強化、合理的配慮等を図ります。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 児童相談所

成果指標	現状 (R4)	目標値 (R10)
一時保護による支援の満足度 (退所時) <sup>13</sup>	75%	100%

<sup>13</sup> 「満足」又は「やや満足」と回答した人の割合です。

### 基本目標3 自立支援のさらなる充実

#### (1) 同伴児童等への支援

項目	内容	関係部署
○子どもの心のケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターと児童相談所、児童家庭支援センター<sup>14</sup>との連携による、同伴児童への心のケアを充実します。</li> <li>母子生活支援施設等と連携し、親及び同伴児童の心身及び生活の回復を支援しながら子どもの健全な成長を促します。</li> </ul>	女性相談支援センター 保健福祉事務所 児童相談所
○市町村との連携による区域外入所・就学等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>同伴児童の区域外入所・就学等について、弾力的な受け入れが行われるよう保育担当部署や教育委員会との連携を図ります。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 教育委員会

#### (2) 自立支援の充実

項目	内容	関係部署
○安全及び心身の安定に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援を必要とする女性一人ひとりの現状に応じた自立支援計画<sup>15</sup>を策定し、適切かつ継続的な支援を行います。</li> <li>自立先の関係者への引継ぎやケア会議の実施により、継続的な支援を行います。</li> <li>各圏域のネットワーク会議等における関係機関の連携を強化します。</li> <li>圏域を越えた支援体制の充実を図ります。</li> <li>一時保護施設退所後の継続的なケアが地域で行えるよう、地域支援者等との連携の強化を図ります。</li> </ul>	女性相談支援センター 保健福祉事務所
○県域・圏域のネットワーク強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野県児童虐待・DV 防止対策連絡協議会の「DV 被害者支援等に関する分科会」</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター

<sup>14</sup> 児童家庭支援センター：家庭や関係機関等から子どもに関する相談を受け、助言や支援を行う児童福祉法に基づく専門的な相談機関です。社会福祉法人等が設置・運営の主体となります。令和5年度現在、県内では6か所のセンターが相談支援を行っています。

<sup>15</sup> 自立支援計画：一時保護を実施した場合や、女性自立支援施設への入所による自立支援が必要な場合等に、対象女性本人の参画を得て策定する具体的な個別支援のための計画（個別支援計画）を指します。



	<p>を、支援調整会議<sup>16</sup>に位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各圏域の「DV 被害者支援ネットワーク会議」についても、支援調整会議に位置づけ、個別ケース検討会議等において、支援事案に応じて、関係機関等による情報、対応策等の共有や検討をさらに進めます。</li> </ul>	<p>保健福祉事務所 児童相談所</p>
○各種手続等に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種手続窓口につなげる同行支援等、女性の立場に立った支援ができるよう、市町村等関係機関との連携に努めます。</li> </ul>	<p>女性相談支援センター 保健福祉事務所</p>
○住宅確保等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活就労支援センター「まいさぼ」<sup>17</sup>との連携により、支援を求める女性の就労や住まい、家計に関する相談の充実を図ります。</li> <li>県営住宅における DV 被害者の入居については、福祉目的住宅の活用を行うと共に、公募に際しては抽選の際の当選確率が高くなるよう優遇措置を講じます。</li> <li>DV 被害者に対する市町村営住宅の福祉目的利用を市町村に働きかけます。</li> <li>保証人の確保について、「身元保証人確保対策事業<sup>18</sup>」の活用を図ります。</li> </ul>	<p>児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 公営住宅室 地域福祉課</p>
○長期的な入所が可能な施設を利用した支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の希望を元に、生活支援や就労支援など継続的な支援を必要とする女性等の施設入所を進め、自立支援の充実を図ります。</li> <li>同伴児童がいる施設利用者については、本人及び同伴児童の心身の健康回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その</li> </ul>	<p>児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所</p>

<sup>16</sup> **支援調整会議**：困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、法第 15 条に基づいて県又は市町村が組織するよう努めることとされている会議です。会議の構成員は、女性相談支援センター、女性相談支援員、県及び市町村の関係部局、関係機関、民間団体等が考えられるほか、必要に応じて、これに限らず幅広い者を構成員とすることが望ましいと考えます。

<sup>17</sup> **まいさぼ**：生活困窮者自立支援法に基づき、県及び市が設置する自立相談支援機関の長野県における愛称です。生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、自立支援計画の作成等を行い、必要なサービスの提供につなげたり、就労のサポート等を行います。

<sup>18</sup> **身元保証人確保対策事業**：一時保護施設などに保護されている女性や子ども等の自立支援を図るため、就職やアパート等の賃借に当たり支障が生じることがないように、身元保証人の確保を図る事業です。

	他の援助ができるよう母子生活支援施設の機能強化等について検討を進めます。	
○経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚後の夫婦間の養育費に関する取り決め及び支払いを推進するための情報提供を積極的に行います。</li> <li>生活保護の適否の判断が迅速に行われるよう、生活保護担当者会議等を通じて、課題の確認や情報交換を実施します。</li> </ul>	こども・家庭課 女性相談支援センター 保健福祉事務所
○就業支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子世帯等に対し、就業支援員による適切な就業相談を実施し、公共職業安定所と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。</li> <li>就業に有利な資格等を取得するための講座を実施することにより就業を促進し、自立と生活基盤の安定を図ります。</li> </ul>	こども・家庭課 女性相談支援センター 保健福祉事務所

成果指標	現状 (R4)	目標値 (R10)
県支援調整会議（圏域会議）への参加市町村数	0市町村	77市町村

### (3) アフターケアに関する支援の強化

項目	内容	関係部署
○市町村等との連携強化による地域社会におけるアフターケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員を中心とした、伴走型支援を積極的に展開します。</li> <li>地域社会に復帰した後、本人同意に基づき、継続的な相談・支援を受けられるよう、市町村等との連携を図ります。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所

## 基本目標4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし

### (1) 支援のための体制づくり

項目	内容	関係部署
○支援者のバーンアウト（燃え尽き症候群） <sup>19</sup> 防止、組織的対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援者がバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥ることや、一人で悩むことを防止するために、女性相談支援員の所属事務所内での情報共有や、相談を図りながら複数職員で対応することなど、サポート体制を強化します。</li> <li>女性相談支援業務の専門性を向上させるため、女性相談支援センター、県保健福祉事務所及び市に配置の女性相談支援員の間で、事例検討を行うことなどを通じて、女性相談支援センターによる女性相談支援員へのスーパーバイズ<sup>20</sup>、バックアップ機能を強化します。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 男女共同参画センター
○女性相談支援員等の研修の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援員への研修の体系化を図るとともに、傾聴スキル習得、関連制度、機関等に対する理解を深めるための研修を強化します。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 男女共同参画センター

### (2) 関係機関の連携強化

項目	内容	関係部署
○配偶者暴力相談支援センター <sup>21</sup> と関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられる女性相談支援センター及び男女共同参画センターについて、双方の役割分担を整理し、さらなる連携強化を図ります。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 保健福祉事務所 女性相談支援センター 男女共同参画センター 児童相談所

<sup>19</sup> **バーンアウト（燃え尽き症候群）**：燃え尽きること。相談を一身に受け、懸命に取り組んでいる最中に突然意欲が失われ、無力感に陥ることです。

<sup>20</sup> **スーパーバイズ**：支援者に対し、より多くの知識、経験を有する者や熟練した立場からの指導、助言を行うことで、よりよい支援を行うための手助けをすることです。

<sup>21</sup> **配偶者暴力相談支援センター**：DV 被害者支援を行う上で中心的な役割を果たす機関です。DV 防止及び被害者の保護を図るため、相談や関係機関の紹介、カウンセリング、保護命令制度についての情報提供その他の援助等を行います。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）により、都道府県に設置が義務化され、市町村は設置が努力義務となっています。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待・DV 防止対策連絡協議会及び各分科会において、配偶者暴力相談支援センターと各機関との連携事案を共有し、支援の質的向上を図ります。</li> </ul>	
○ <b>県域・圏域のネットワーク強化</b> (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野県児童虐待・DV 防止対策連絡協議会の「DV 被害者支援等に関する分科会」を、支援調整会議に位置づけます。</li> <li>各圏域の「DV 被害者支援ネットワーク会議」についても、支援調整会議に位置づけ、個別ケース検討会議等において、支援事案に応じて、関係機関等による情報、対応策等の共有や検討をさらに進めます。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 児童相談所
○ <b>関連する地域ネットワークとの連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会<sup>22</sup>やこども家庭センター<sup>23</sup>、子ども家庭支援ネットワーク<sup>24</sup>との相互の連携を図り、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有して、女性及び子どもの保護と自立に向けた支援が適切に行われるよう努めます。</li> <li>女性相談支援員と市町村要保護児童対策地域協議会との連携を強化します。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 児童相談所
○ <b>その他の関係機関等との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援調整会議、各圏域の「DV 被害者支援ネットワーク会議」について、民生委員、児童委員等の幅広い関係機関等を必要に応じて加えます。</li> <li>支援を必要とする女性一人ひとりの状況に応じて、会議構成機関等をはじめ、構成機関等以外の者とも適切に連携を図ります。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 保健福祉事務所 女性相談支援センター
○ <b>市町村における基本計画の策定支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村基本計画の策定に関する情報提供や助言等を積極的に行います。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 保健福祉事務所

<sup>22</sup> **要保護児童対策地域協議会**：児童福祉法に基づき、県又は市町村が置くよう努めなければならないとされる、要保護児童の保護、要支援児童又は特定妊婦への支援のための協議会です。児童虐待等の事例について、関係機関による情報共有を図ることで、女性支援の端緒となる可能性があると考えられます。

<sup>23</sup> **こども家庭センター**：児童福祉法に基づき、市町村が設置に努めなければならないとされる、児童及び妊産婦に関する包括的な支援を行うための母子保健・児童福祉の一体的な相談支援機関です。

<sup>24</sup> **子ども家庭支援ネットワーク**：子どもやその保護者、妊産婦を切れ目なく包括的に支援するための、こども家庭センター等を中心とする市町村の支援ネットワークの総称です。

○市町村の相談体制強化への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の相談体制強化を支援するため、県が全市町村の担当者を対象とした会議を開催します。</li> <li>配偶者暴力相談支援センターの設置や国主催の専門研修会等に関する情報を市町村に提供します。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 保健福祉事務所 男女共同参画センター 女性相談支援センター
○保育所・幼稚園・学校等との連携による安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援を求める女性の意向を踏まえながら、同伴児童が所属する保育所・幼稚園・学校等の関係者間において情報を共有し、対応の統一及び安全確保を図ります。</li> </ul>	女性相談支援センター 保健福祉事務所 教育委員会
○情報管理の徹底及び運用の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援を受ける女性本人による意思、同意に基づく他機関との情報共有を行います。</li> <li>関係機関との連携の円滑化を図るため、相談者の情報の記録、管理、共有に関する手続の整理を進めていきます。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 児童相談所

(3) 民間団体等の掘り起こし

項目	内容	関係部署
○民間団体等との県域を越えた広域的な連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内外でシェルター等を運営する民間団体等との連携を図り、居所のない女性に対する保護をスムーズに行います。</li> <li>SNS等を使用した若年女性向け相談窓口等を運営する民間団体等との連携を図り、相談者を県の支援機関につなげます。</li> <li>女性支援事業を実施する民間団体等に女性相談支援員向けの研修講師を依頼し、県及び市に配置されている女性相談支援員の対応力向上を図ります。</li> <li>民間団体等との連携を強めるため、関係者との懇談会を開催します。</li> </ul>	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター

成果指標	現状 (R4)	目標値 (R10)
協働する民間団体等の数	0団体	3団体

### 第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する 重要事項

#### 1. 基本計画の進捗管理

基本計画の進捗管理は、毎年度、長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会の「DV被害者支援等に関する分科会」において、実施状況の把握、評価を行います。

## 第4章 資料編

### ○策定経過

日付	内容
令和5年 (2023年) 10月18日	第1回策定懇談会 (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について (2) 都道府県基本計画の策定について (3) 困難な問題を抱える女性及び支援について ①長野県の現状及び課題 ②基本方針・計画の概要(たたき台) (4) 意見交換
令和5年 (2023年) 11月21日	第2回策定懇談会 (1) 第1回懇談会における意見及び質問への回答 (2) 基本計画の骨子案について ①計画骨子案の項目について ②計画の基本目標について (3) 意見交換 ①骨子の項目について ②支援のための施策内容について
令和6年 (2024年) 2月6日	第3回策定懇談会 (1) 進捗状況及び今後の策定スケジュールについて ①パブリックコメントの実施について (2) 第2回までの意見を踏まえた計画・施策の方向性について (3) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」(素案)について ①課題及び基本目標の整理について ②数値目標について ③主な取組等について (4) 意見交換 ①基本計画(素案)について
令和6年 (2024年) 2月8日～ 3月8日	基本計画(素案)に対するパブリックコメントの実施
令和6年 (2024年) 3月	基本計画の決定

## 「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定懇談会 開催要綱

(趣旨)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条に基づく都道府県基本計画(以下「基本計画」という。)の策定を行うため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画策定懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催し、有識者からの意見聴取を図る。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(会議事項)

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 基本計画策定のための現状把握及び課題認識について
- (2) その他、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策について

(構成)

第3条 懇談会の構成員は、別紙1のとおりとし、構成員から座長を置く。

(守秘義務)

第4条 懇談会の構成員は、正当な理由がなく、有識者会議の会議事項を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議の期間)

第5条 会議の期間は、令和6年3月31日までとする。

附 則 この要綱は、令和5年10月18日から実施する。



(別紙)

「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定懇談会名簿  
長野県こども・家庭課

- 1 構成員数 5名(うち女性3名)
- 2 会議期間 令和6年3月31日まで

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職
出澤 総子	有識者 (元りんどうハートながのチーフコーディネーター)
岡本 かおり	学識経験者 (清泉女学院大学)
萱津 公子	学識経験者 (長野大学)
川瀬 勝敏	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟会長
宮下 正典 (座長)	弁護士

## ○長野県の状況

### 1 長野県における支援体制（令和6年3月31日現在）

#### （1）法による「三機関」

##### ①女性相談支援センター（旧：女性相談センター）

長野県女性相談支援センター 1所

##### ②女性相談支援員（旧：女性相談員）

長野県女性相談支援センター、県保健福祉事務所（10か所）及び県内19市配置  
計37名

##### ③女性自立支援施設（旧：女性保護施設）

県立ときわぎ寮 1施設

#### （2）関連機関等

##### ①配偶者暴力相談支援センター

長野県女性相談支援センター、長野県男女共同参画センター「あいとびあ」及び  
安曇野市 計3所

#### （3）長野県及び県の委託による相談窓口

##### ①長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」

##### ②児童虐待・DV24時間ホットライン

##### ③にんしんSOSながの

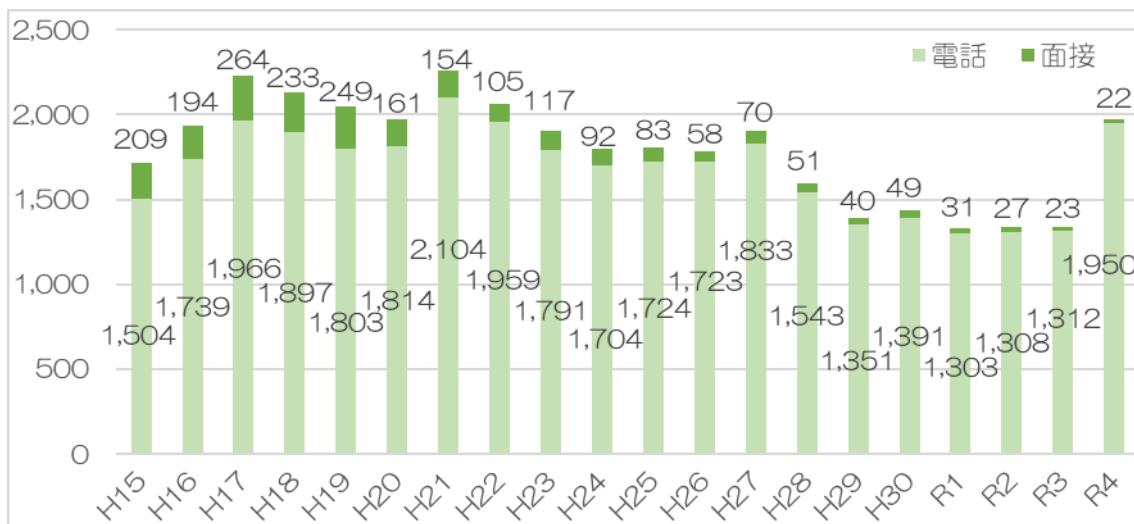
#### （4）民間保護施設、NPO等

##### ①一時保護等委託施設 母子生活支援施設、乳児院等 16施設

##### ②NPO法人等 県と協働するNPO法人及び民間団体等による女性向けシェルター なし

## 2 困難な問題を抱える女性に関する相談状況

### (1) 女性相談センターの電話・来所相談件数推移（平成15年度～令和4年度）

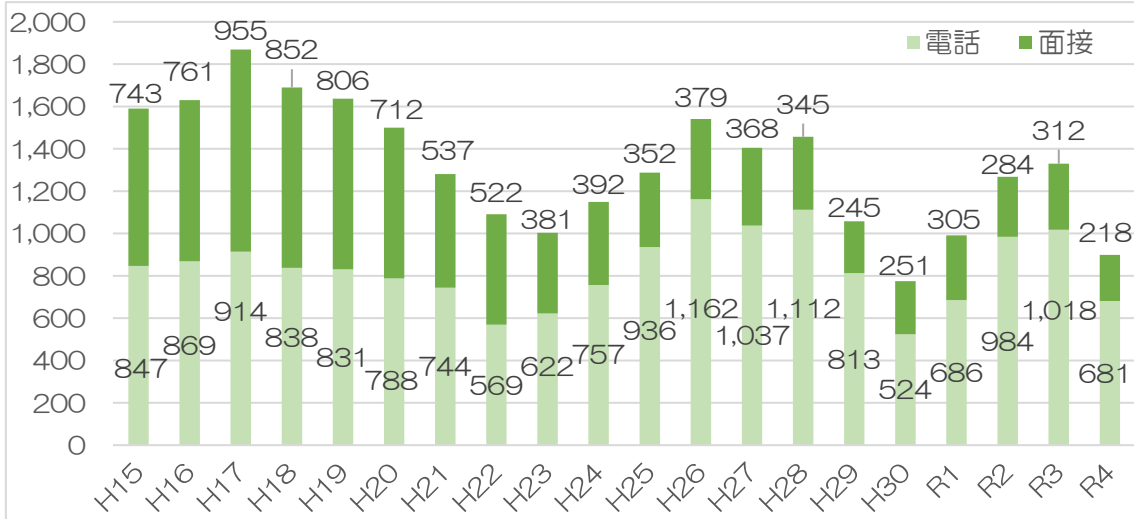


### (2) 女性相談センターにおける相談の主訴別件数・割合（令和4年度）

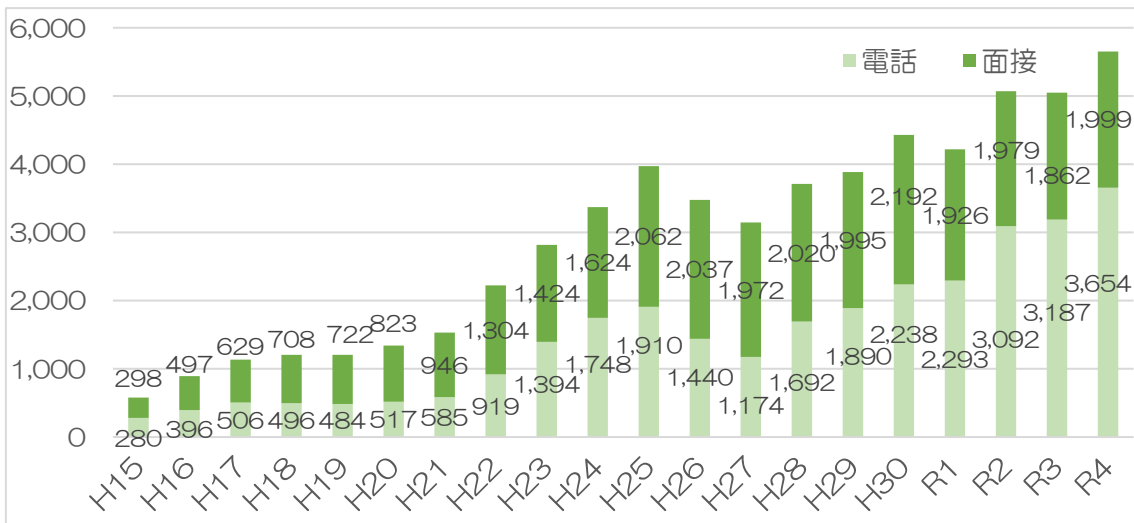
主 訴	相談件数（電話※）
職場・地域等の人間関係等	569件（29.2%）
夫等	519件（26.6%）
うちDV	206件（10.6%）
精神的問題	471件（24.2%）
子ども・親族	182件（9.3%）
医療関係	141件（7.2%）
その他	68件（3.5%）
合計	1,950件（100.0%）

※面接相談は、22件のうち19件（86.4%）がDVに関する相談。

(3) 女性相談員（県保健福祉事務所）の電話・来所相談件数推移  
 （平成 30 年度～令和 4 年度）



(市に配置された女性相談員への件数推移)



(4) 女性相談員（県保健福祉事務所及び市）における相談の主訴別件数・割合  
（令和4年度）

主 訴	電話相談	面接相談
職場・地域等の人間関係等	187件 (4.3%)	51件 (2.3%)
夫等	2,324件 (53.6%)	1,337件 (60.3%)
うちDV	980件 (22.6%)	454件 (20.5%)
精神的問題	178件 (4.1%)	35件 (1.6%)
子ども・親族	565件 (13.0%)	293件 (13.2%)
医療関係	211件 (4.9%)	44件 (2.0%)
その他※	870件 (20.1%)	457件 (20.6%)
合計	4,335件 (100.0%)	2,217件 (100.0%)

※「その他」相談…経済関係（収入、就職、手続きについて）等

(5) 女性相談センター、県保健福祉事務所及び市への年齢層別相談件数（令和4年度）

	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳
電 話	11件 (0.2%)	51件 (0.8%)	905件 (14.4%)	1,409件 (22.4%)	1,236件 (19.7%)
面 接	8件 (0.4%)	30件 (1.3%)	384件 (17.2%)	702件 (31.4%)	677件 (30.2%)
	50～59歳	60歳以上	不 明	合 計	
電 話	919件 (14.6%)	824件 (13.1%)	930件 (14.8%)	6,285件 (100.0%)	
面 接	259件 (11.6%)	155件 (6.9%)	24件 (1.1%)	2,239件 (100.0%)	

(6) 県保健福祉事務所及び市への相談案件の処理状況（令和4年度）

ア 電話相談

対応	助言指導 (1回のみ)	助言指導 (2回以上)	事案の移送	計
件数 (%)	2,751件 (63.5%)	1,210件 (27.9%)	374件 (8.6%)	4,335件 (100.0%)

イ 面接相談

対応	助言指導 (1回のみ)	助言指導 (2回以上)	事案の移送	その他	計
件数 (%)	1,152件 (52.0%)	703件 (31.7%)	79件 (3.6%)	283件 (12.8%)	2,217件 (100.0%)

(7) 県関係相談窓口への相談件数推移（平成 30 年度～令和 4 年度）

①長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」  
（平成 28 年度～令和 4 年度）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
新規案件数（件）	70	72	74	91	100	112	113
過年度継続案件数（件）	—	10	8	15	13	14	13
相談対応回数（回）	219	378	325	433	442	557	690

※平成 28 年 7 月 27 日開設、初年度の平成 29 年度は約 8 か月間

②児童虐待・DV24 時間ホットライン  
（配偶者間等関係相談件数、平成 30 年度～令和 4 年度）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
DV 被害	58	43	53	30	30
夫婦問題	30	28	54	42	90
親族の暴力	12	11	13	14	15
親族、近隣、友人関係	47	44	82	67	75
配偶者間等関係 計	147	126	202	153	210
相談合計（児童関係含む）	1,224	1,225	1,522	1,695	1,475

③にんしん SOS ながの

ア 相談件数（令和元年度～令和 4 年度）

件数（性別）	R1	R2	R3	R4
男性からの相談	42	52	43	57
女性からの相談	134	138	184	197
性別不詳	15	20	23	24
相談件数 合計	191	210	250	278

イ 相談内容内訳（令和 4 年度 ※女性以外からの相談含む）

相 談 内 容	件数（構成比）
妊娠不安	100 件 (36.0%)
予期せぬ妊娠のいきさつと今後の悩み	27 件 (9.7%)
中絶に関する相談	24 件 (8.6%)
DV・性被害の相談	14 件 (5.0%)
その他	31 件 (11.2%)
本人以外・関係機関から、無言、問合せ等	82 件 (29.5%)
相談件数 合計	278 件 (100.0%)

(参考) NPO 法人「BOND プロジェクト」の相談件数 2022 年 1～12 月  
10～20 歳代女性からの LINE 相談 27,473 件中、長野県からの相談 367 件

### 3 困難な問題を抱える女性に関する保護の状況

#### (1) 女性相談センターにおける一時保護件数の推移（平成30年度～令和4年度）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
要保護女子	15	13	12	16	15
同伴者	0	1	0	0	0
同伴児童	20	25	12	18	16

※女性相談センターにおける一時保護の入所理由（令和4年度）：

夫等の暴力 12、親の暴力 1、その他親族の暴力 1、帰住先なし 1

#### (2) 女性保護施設の入所者数推移（平成30年度～令和4年度）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
要保護女子	1	1	1	1	4
同伴者	0	0	0	0	0
同伴児童	2	1	1	0	1

※女性保護施設の入所理由（令和4年度）：夫等の暴力 3件、その他 1

○長野県内の女性相談窓口一覧

1 県保健福祉事務所、市福祉事務所等（女性相談支援員）

機 関 名	住 所	代表電話番号
佐久保健福祉事務所	佐久市大字跡部 65-1	0267-63-3111
上田保健福祉事務所	上田市材木町 1-2-6	0268-23-1260
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川 1-1644-10	0266-53-6000
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井 3497	0265-78-2111
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町 2-678	0265-23-1111
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-24-2211
松本保健福祉事務所	松本市大字島立 1020	0263-47-7800
大町保健福祉事務所	大町市大町 1058-2	0261-22-5111
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田 98-1	026-223-2131
北信保健福祉事務所	飯山市大字静間 1340-1	0269-62-3105
長野市福祉事務所	長野市鶴賀緑町 1613	026-226-4911
長野市福祉政策課篠ノ井分室	長野市篠ノ井御幣川 281-1	026-292-2596
松本市福祉事務所	松本市丸ノ内 3-7	0263-34-3000
上田市福祉事務所	上田市大手 1-11-16	0268-22-4100
岡谷市福祉事務所	岡谷市幸町 8-1	0266-23-4811
飯田市福祉事務所	飯田市大久保町 2534	0265-22-4511
諏訪市福祉事務所	諏訪市高島 1-22-30	0266-52-4141
須坂市福祉事務所	須坂市須坂 1528-1	026-248-9003
小諸市福祉事務所	小諸市相生町 3-3-3	0267-22-1700
伊那市福祉事務所	伊那市下新田 3050	0265-78-4111
駒ヶ根市福祉事務所	駒ヶ根市赤須町 20-1	0265-83-2111
中野市福祉事務所	中野市三好町 1-3-19	0269-22-2111
大町市福祉事務所	大町市大町 3887	0261-22-0420
飯山市福祉事務所	飯山市大字飯山 1110-1	0269-62-3111
茅野市福祉事務所	茅野市塚原 2-6-1	0266-72-2101
塩尻市社会教育スポーツ課	塩尻市大門 7-3-3	0263-52-0280
佐久市福祉事務所	佐久市大字中込 3056	0267-62-2111
千曲市福祉事務所	千曲市杭瀬下 2-1	026-273-1111
東御市福祉事務所	東御市鞍掛 197	0268-64-8888
安曇野市福祉事務所	安曇野市豊科 6000	0263-71-2255

2 配偶者暴力相談支援センター

機 関 名	相談専用電話
長野県女性相談支援センター	026-235-5710
長野県男女共同参画センター	0266-22-8822
安曇野市配偶者暴力相談支援センター	0266-71-2227



### 3 その他相談窓口

窓口名称	連絡先等
長野県性暴力被害者支援センター 「りんどうハートながの」	#8891（全国共通短縮ダイヤル）※通話料無料 ※NTT ひかり電話からは 0120-8891-77 026-235-7123（24 時間ホットライン） ※通話料有料 rindou-heart@pref.nagano.lg.jp
長野県児童虐待・DV24 時間ホット ライン	※児童虐待・DVに関する通告・通報等の受付 電話 026-219-2413（24 時間 365 日）
にんしんSOSながの	電話相談 0120-68-1192 ninsinsos@keiroen.or.jp 24 時間 365 日受付、匿名可

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

#### （基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

#### （関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

#### （緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基

づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

### （基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のない

もの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相

談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
  - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
  - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
  - 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
  - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一五日法律第六六号 抄〕

（施行期日）



第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

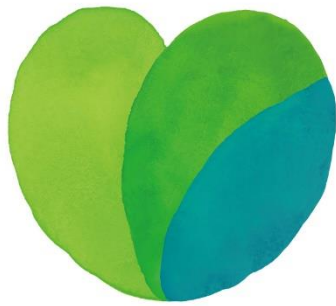
第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号 抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日



しあわせ  
信州

長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

計画決定／令和6年（2024年）3月

発行／長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

TEL：026-235-7099 FAX：026-235-7390

E-mail：[jido-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:jido-shien@pref.nagano.lg.jp)